

内閣府防災担当大臣 谷 公一 殿
国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿
環境大臣 西村 明宏 殿
経済産業大臣 西村 康稔 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

奥能登地震被害からの生活・生業再建に関する要望書

2023年6月9日

日本共産党石川県委員会 委員長 秋元邦宏
県議会議員 佐藤正幸

震度6強を珠洲市で観測した5月5日の地震から1か月が経過した。

珠洲市は半島の先という地理的条件もあって、過疎（人口12,300人）・高齢化（高齢化率が50%を超える）が進み、一人暮らしの高齢者も多いという地域の特性、市の財政基盤も弱く行革などによる職員減でマンパワーが足りないという状況がある。加えて、昨年2022年6月に珠洲市で震度6弱を観測した地震による被害を直したところへの重ねての被害、コロナ禍から立ち直ろうという矢先の災害でもあり、「もう仕事を辞めざるを得ない」「珠洲を離れて子どもが住むところで暮らすことになるかもしれない」など、「元に戻る力も弱くなっている」と地元経済界からも声があがっている。

更なる過疎化の進行も危惧されていることもふまえ、今後の余震や群発地震による被害の拡大を防ぎ、一刻も早く早急な住民の生活・生業再建を実現するために、以下の点を要望する。

1. 公的支援から取り残される住民を生まないよう、半島振興法第15条4にもとづき、特段の人的・財政的支援を行うこと。

住宅がずれるなどの被害にあった^{のろし}狼煙地区や、被害の大きかった正院地区でも中心部から離れた地域では、応急危険度判定がなされないまま、地震発生から6日後の5月11日には判定作業が終了することとなったことに象徴的に示されているように、特別の支援がなければ、公的支援の情報が行き届かず、取り残される住民が生まれかねない。

り災証明の申請も始まっているが、6月1日現在申請1398件のうち、発行は401件（29%）にとどまり、発行業務の市外からの応援はあるものの、申請から調査まで2週間待ちとも報じられている。「車がなく、罹災証明の申請まで市役所まで行く手段がない」との声も出されている。

半島振興法第15条の4には、「防災対策の推進」として、「災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、…救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする」と明記している。

この立場にたち、「市からの要請にもとづいて」という立場から一歩踏み出し、プッシュ型で公的支援の情報が住民に届くよう、県と協力して人的・財政的支援を行うこと。

2. 住家・空き家等の解体・撤去について、「全壊」だけでなく「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」にも公的支援が適用されるようにすること。その際、市の財政負担が重しにならないよう、県と協力し財政的な支援策を検討すること。

- ・「全壊」に至らなくても「隣の空き家が傾いており倒れてこないか不安」「高齢者の年金だけでは家の修理も躊躇する」等、補修ができず、2割を超える空き家を含む損壊家屋が放置されれば、地域の環境に深刻な問題を引き越しかねず、特別の支援が求められる。
- ・県も「『特定非常災害』に指定されなくても、『大規模半壊』『中規模半壊』『半壊』にも環境省の『災害等廃棄物処理事業費補助金』事業が適用されるよう国に要望している」としており、珠洲市も国に要望していることをふまえ、半壊以上の家屋・空き家についても同事業を適

用することが不可欠と考える。

- ・国会質疑では、「市町村が自らの判断におきまして…半壊家屋を解体した場合に発生する廃材の運搬・処置費用は、補助金の対象とする」旨の答弁がなされており、市の財政負担が重しにならないよう、県と協力し、更なる財政支援策を検討すること。

3. 災害救助法による住宅の応急修理の対象とならない、一部損壊などの世帯に対する支援策を講じられるよう、国の支援策を検討すること。

- ・「被災者生活再建支援法」の適用（「中規模半壊以上」）、県として「半壊」世帯にも「中規模半壊」と同程度の支援を補正予算に組むとされ、災害救助法による被災住宅の応急処理費用の周知とあわせ、さらなる拡充が求められる。加えて一部損壊については公的支援がなく「風呂が壊れて入れない」「壁に長いひびが入った」などの声が多数ある。
- ・「応急判定の人が来ず、土台のモルタルに亀裂が入り、壁の4隅が崩れているが、これから住み続けられるかどうかかわからない。今後の群発地震も心配」「去年の地震で屋根瓦を60万円で修理したが、また壊れた。今後の地震でどうなるか」と年金だけの収入では修理などを躊躇する声がある。
- ・珠洲市特有の大きく重い「黒い屋根瓦」が市内で数多く壊れ、ブルーシートを張っている家屋が多数あるが「市内に生産する場所がなく他県の業者に特注せざるを得ない」「瓦修理は100番目と言われた」「昼屋、建具屋ともに市内に1軒しかない」「借家が損壊したが大家は直さないという。何とかならないか」との声もあり、去年の地震での修理費用も合算した支援策など、国会答弁における「既存の制度の活用はもちろん、その運用においても引き続き被災者に寄り添った取り組みを進める」立場になって、特別な対応を具体化すること。

4. 「これからの地震のことを思うと融資を受けるのも大変」との零細業者の声にこたえ、県の補正予算に計上される地方自治体連携補助金・無利子の融資制度の周知・拡充など、珠洲市の地域経済・地場産業を支える特段の配慮を行うこと。

- ・コロナ禍から抜け出し、ゴールデンウィークの観光客でにぎわっていたにも関わらず、一時休業に追い込まれ、再開の見通しのたたない事業者から「こんなことになるなら長生きしなければ良かった」との悲鳴があがっている。「味噌を作っていたが、後継者もおらず再開の見通しが立たない」などの地場産業・観光産業の事業者に対し、「元通りの事業ができるようにする」基本見地をすえた国の支援策が求められる。
- ・県の補正予算に計上される地方自治体連携補助金については、生産性の向上や販路開拓といった再建に向けた計画書の策定などが条件とされるようだが、高齢化などの状況にかんがみ、計画書作成への支援・条件の緩和について、特段の配慮を行うこと。

5. 厚労省事業「被災者見守り・相談支援事業」の適用を行うこと。その際、人的にも財政的にも地元負担が軽減されるよう、特段の配慮を行うこと。

- ・昨年来からの地震で「車の走る音だけでも不安になる」「いつまた地震が来るか不安で、夜も安心して寝られない」との悲鳴が各地から寄せられている。一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、認知症や障害のいる世帯、耳が遠くて会話も困難な場合もあり、「話を聞いてくれるだけでもありがたい」との声もある。心のケア、公的支援に結び付ける支援が求められている。

6. 昨年来続く群発地震という特性をふまえた支援策を充実させること（要望のみ）

- ・空き家率が多く、納屋も多い農村地域という特性もふまえ、県とも協力して空き家修理費用の公的支援をさらに充実し、納屋の再建・回収への公的支援を創設すること。
- ・今後起こりうる群発地震を想定した場合、今後の住宅の耐震化工事がすすむよう、住民への周知、さらなる公的支援を行えるよう市を支援すること。

以上